

12月3日(日)から9日(土)
までの1週間は

障害者週間です

障害者週間は、みなさんに障害福祉への関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として定められています。「障害」といっても、身体の障害や心理的な障害など個人により様々で、その関わり方も多種多様ですが、周囲が理解し配慮することで、自立の幅が広がります。この機会に誰もが暮らしやすい地域共生社会や障害のある人とない人との相互理解について考えてみましょう。

固福祉課障害福祉班 ☎84-1257 ☎84-2713

合理的配慮の提供が義務化されます！

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、平成28年4月から施行されています。この法律は、民間事業者や行政機関を対象に、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や、障害のある人が日常生活を送る中で「障壁(バリア)」となるものを取り除く「合理的配慮の提供」などを定めています。また、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

●合理的配慮の具体例(負担が重すぎない範囲での対応が求められます)

- ①**身体障害のある人** 車いす利用者が移動しやすいように、通路の幅や段差解消に関して配慮を行う。
- ②**聴覚障害のある人** 筆談やイラストで案内する。
- ③**視覚障害のある人** 声による読み上げ、点字を活用する。

④**知的障害のある人** 難しい漢字にふりがなをつける。予定の変更が発生したら早めに伝えて納得してもらう。

⑤**精神疾患のある人** 必要な情報を簡潔に分かりやすい言葉で説明する。

⑥**発達障害のある人** 人混みや音などの刺激の多い場所では、気持ちを落ち着かせる空間や場所(カームダウンエリア)の配慮を行う。

合理的配慮の内容は、障害特性や病状などそれぞれの場面・状況で異なります。

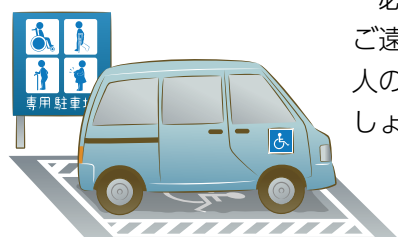
職場・学校・日常生活の中で、一人一人の小さな気遣いが求められています。障害のある人もない人も共に暮らしやすい町にしていきましょう。

障害者等用駐車場を必要としている人がいます

障害者等用駐車場は、車いすを利用している人や車の乗り降りや歩行が困難で配慮が必要な人のために、車のドアを大きく開けて乗り降りできるように作られた駐車場です。

最近では、公共施設やショッピングセンター、飲食店など多くの人が利用する施設で障害者等用駐車場の整備が進んできていますが、障害者等用駐車場を必要としない人が駐車してしまうと、本来必要とする人が駐車できなくなってしまう。

必要のない人の駐車はご遠慮いただき、必要ない人のために空けておきましょう。



ちば障害者等用駐車区画利用証制度

障害者等用駐車場を必要としている人に利用証を交付しています。

対象者

日常生活で障害等を理由に歩行が困難であると認められる人

☎障害者・高齢者・妊産婦・けが人等

利用証の交付

千葉県健康福祉指導課または町福祉課(妊産婦は健康こども課)窓口で交付します。申請には障害者手帳などの確認書類の提示が必要です。

申問福祉課障害福祉班 健康こども課健康づくり班

☎84-1257 ☎84-2713 ☎82-3400 ☎80-1262

千葉県健康福祉指導課

☎043-223-3924 ☎043-222-6294